

上尾市健康保健センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 7 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 6 3 号

上尾市健康保健センター管理規則の一部を改正する規則

上尾市健康保健センター管理規則（昭和 5 6 年上尾市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで」を「午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の上尾市健康保険センター管理規則第 3 条の規定は、この規則の施行の日以後のセンターの利用について適用し、同日前のセンターの利用については、なお従前の例による。